

監査委員公表第4号

公営企業会計定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年12月7日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

公 営 企 業 会 計 定 期 監 査 報 告 書

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の実施期間

平成 29 年 10 月 13 日～平成 29 年 11 月 16 日

2 監査の対象部課

上下水道部（営業課、給水課）【水道事業会計】

3 監査の対象範囲

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施方法

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（つり銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを立会により確認した。
- (4) この定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。

5 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、適正に執行されていると認められた。